

大規模地震災害発生時の自主防災隊行動マニュアル

1 自主防災隊災害対策現地指揮所の設置

- (1) 大規模地震(震度5弱以上)が発生した場合は、自主防災隊災害対策現地指揮所(以下「現地指揮所」という。)を、一次災害集合地に指定された場所に設置する。
- (2) 自主防災隊各班長及び自治会であらかじめ指定された者は、速やかに現地指揮所に参集し、現場指揮所を運営する。
- (3) 現地指揮所には、防災倉庫に備蓄されているヘルメットのほか救出救護、避難誘導等に要する資機材を配備し、各種活動に備える。
- (4) 自主防災隊員は、現地指揮所の指示に基づき活動する。
- (5) 自治会長は、町内の被害状況等をまとめ、逐次、富田地区災害対策本部へ報告する。
- (6) 自治会長は、避難行動要支援者等の安否確認等を、民生委員児童委員と相互に情報交換し、支援する。
- (7) 自治会長は、富田地区災害対策本部(以下「災対本部」という。)からの各種情報を情報班により自治会員に周知徹底させる。

2 各戸での地震発生初期の対応

- (1) 各世帯で家族の安否確認を行う。
- (2) 負傷者があれば、家族で救出救護し、応急処置を施す。
- (3) ガスの元栓、電気のブレーカーを切り、二次災害に備える。
- (4) 隣近所に声をかけ、互いに安否確認を行い。負傷者がいる場合は可能な範囲で対処する。
- (5) 家族全員が避難するときは、避難完了済みを示すため、白いタオル等を玄関先等外部から見やすい位置に掲示する。

3 自治会住民の安否及び被害状況の確認

- (1) 安否確認に際しては、避難行動要支援者等を優先して行う。
- (2) 火災の発生の有無、発生の場合は、その戸数、範囲、火勢等を可能な範囲で確認する。
- (3) 倒壊家屋の発生状況を確認する。
- (4) 要救護者及び負傷者の有無等の状況を確認する。
- (5) 避難所への動線となる道路状況を確認する。
- (6) 住民を一次災害集合地まで、組単位で避難誘導する。
- (7) 情報班は、上記被害状況を自治会長に報告するため、「被害状況報告書」に取りまとめる。

4 一次災害集合地での対応

- (1) 情報班は、組単位で作成した「被害状況報告書」を自治会長に提出する。
- (2) 現地指揮所は、避難行動要支援者等の安否確認を行う。
- (3) 応急救護所を開設し、各家庭の常備薬等を活用して負傷者の応急処置を行う。
- (4) 避難誘導班は、安全に配慮しながら避難者を指定避難所に誘導する。

5 自主防災隊の各班の役割等

各自主防災隊員は、災害の発生状況により、相互に協力し合って住民の安全及び被害の軽減に努める。

(1) 情報班

- ① 大地震発生の初期段階では、自身の安全を確保したうえで、倒壊家屋、落下物等により被災した住民の有無を確認する。
- ② 把握した被害状況を、「被害状況報告書」として現地指揮所の自治会長に提出する。
- ③ 一定時間経過ごとに、可能な範囲で、より詳細な被害状況を報告する。
- ④ 現地指揮所と災対本部との情報の収受及び必要な情報を住民に伝達する。

(2) 救出救護班

- ① 倒壊家屋、落下物等により下敷きになった被災者等を可能な範囲で救出救護する。
- ② 一次災害集合地に応急救護所を開設し、負傷者の搬入、応急処置を行う。
- ③ 避難行動要支援者の救出救護活動は、民生委員児童委員と協力してあたる。

(3) 消火班

- ① 火災の発生防止のため、直ちに地区住民に火の始末を呼びかける。
- ② 消火活動は、火災の初期段階が重要であり、地区住民の協力を得て行う。
- ③ 消火活動は、発生直後は消火器を使用し、状況により消火栓からの放水を行う。

(4) 避難誘導班

- ① 住民の避難行動に際しては、避難路の安全を確保してから誘導する。
- ② 避難行動要支援者に対して避難誘導する。

月 日 時 分現在

自治会被害状況報告書

報告組名 組

安否確認人数		火災発生状況		件
安否不明人数			初期消火済	件
			火勢拡大中	件
			延焼中	件
負傷者人数		倒壊家屋		棟

【被害状況の特記事項及び避難行動要支援者、道路損壊等の状況】

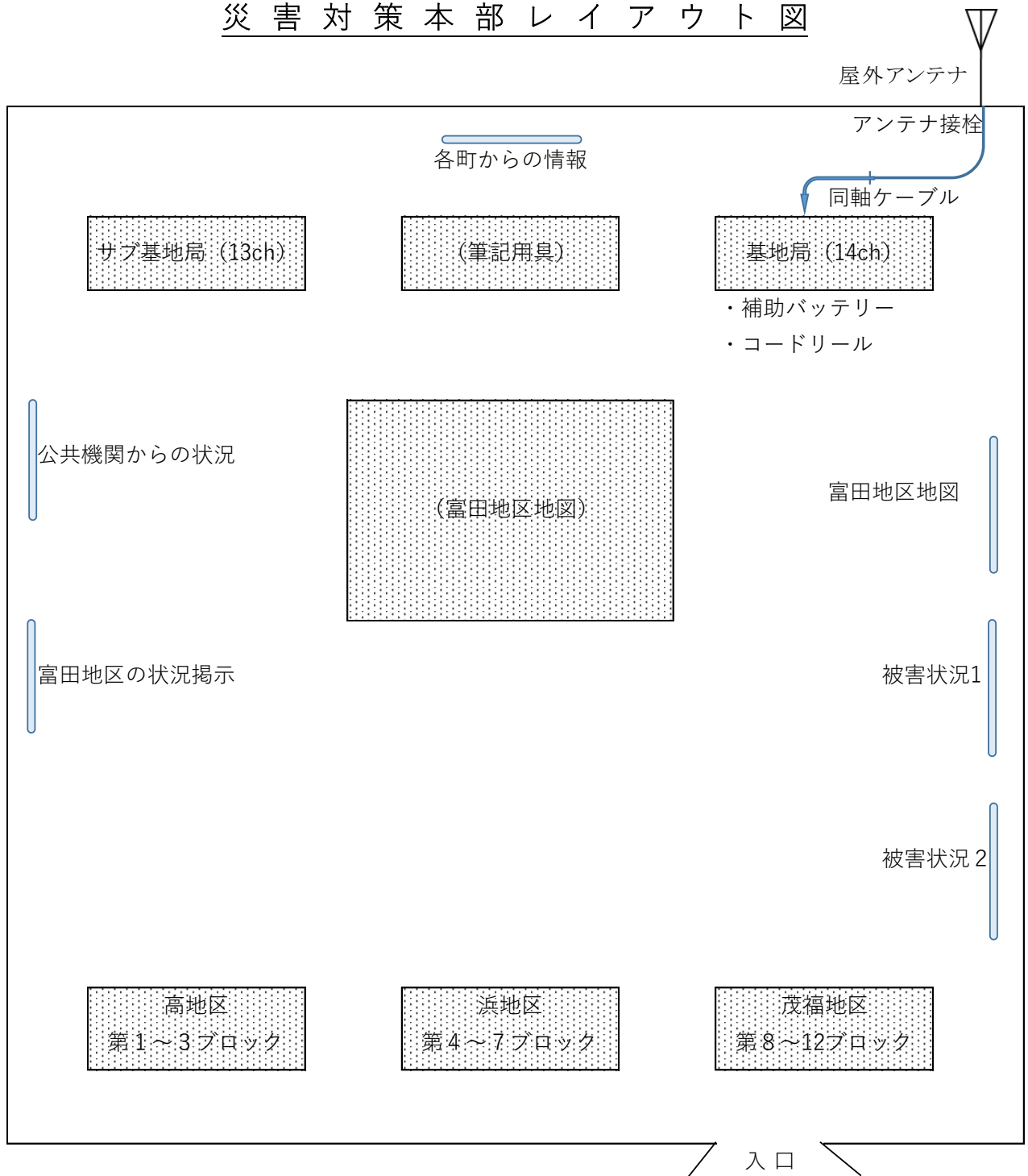
被災家屋、道路損壊箇所等の位置図（フリーハンドで記載してください。）

別表3

富田地区災害対策本部 被害状況報告用紙						
ブロック	1ブロック	2ブロック	3ブロック	4ブロック	5ブロック	6ブロック
町名	西町第一	中町	丸の内町一区	旭町	片町	本町
	西町第二	南町	丸の内町二区	南納屋町	城町	北魚町
	西町第三東	西古川町	丸の内町三区	中納屋町	南魚町	中川町
	西町第三西	東古川町	富田栄町第一	北納屋町	寺町	天神町
	西町第四	宮町	富田栄町第二			
	西町第五	代官町				
ブロック	7ブロック	8ブロック	9ブロック	10ブロック	11ブロック	12ブロック
町名	蛭子町	北村町第一	茂福北ノ町	茂福南ノ町第一	北鵜町第一	富田浜元町北部
	新町一区	北村町第二	茂福西ノ町	茂福南ノ町第二	北鵜町第二	富田浜元町南部
	新町二区	北村町第三	茂福中ノ町	東茂福町第一	北鵜町第三	富田浜町北部
		北村町第四	茂福東ノ町	東茂福町第二	北鵜町第四	富田浜町南部
		北村町第五			四五六町	

報告日時		避難住民 (人)	避難確認 世帯数	火災発 生状況	倒壊家屋の 発生状況	特記事項 (要支援者、負傷者、道路損 壊の状況等含む)
月 日	時 分					
月 日	時 分					
月 日	時 分					
月 日	時 分					
月 日	時 分					

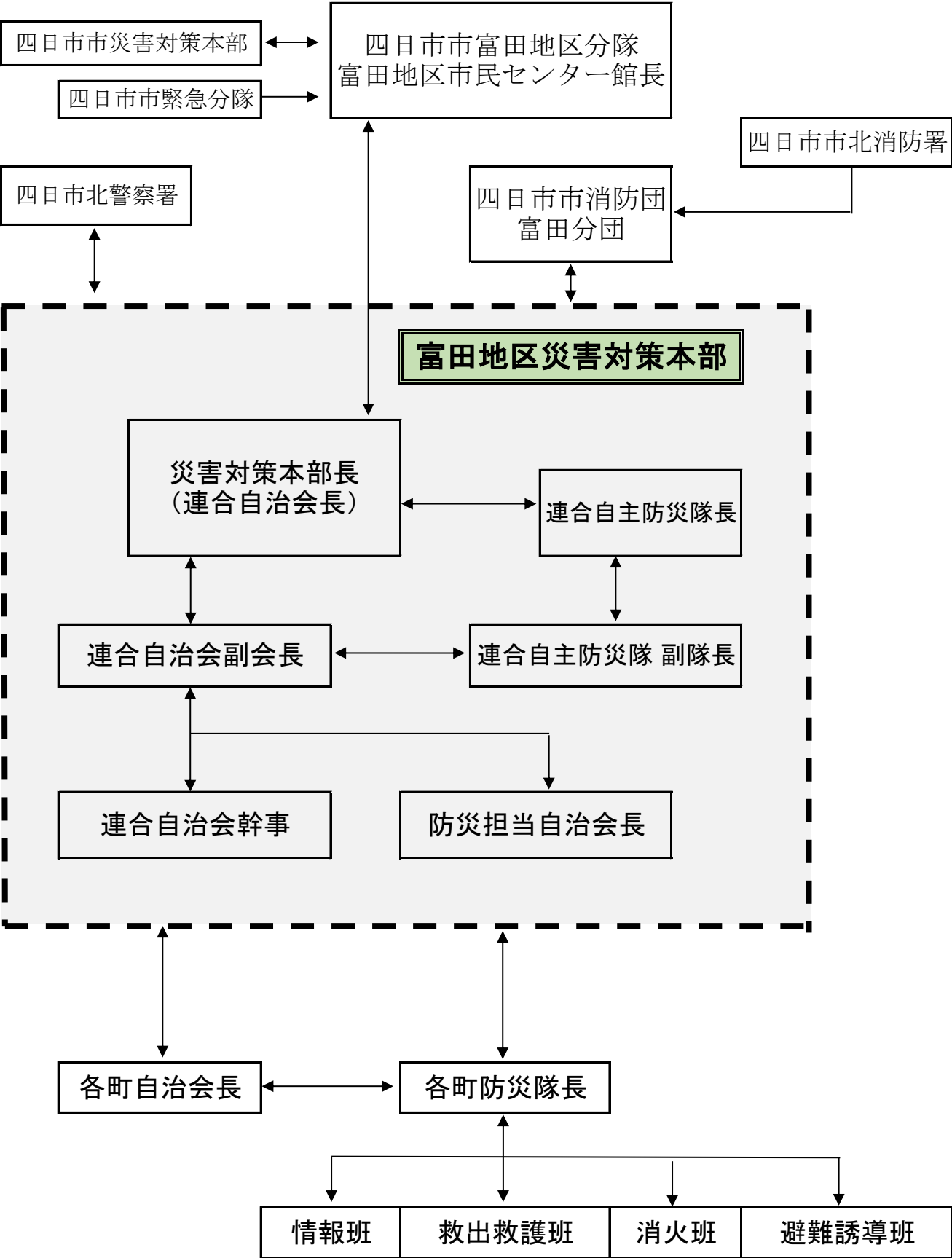
災害対策本部レイアウト図



災害対策本部 準備用品

基地局用無線機1台 サブ基地局用無線機1台 同軸ケーブル 停電時補助バッテリー
コードリール 情報記録用紙 筆記用具 PC(情報収集用) AC電源
富田地区全図2枚 町別被害状況揭示用シート1・2 ホワイトボード、黒板
災害対策本部要員ビブス 腕章 ヘルメット

災害発生時の体制



富田地区防災計画

富 田 地 区 防 災 連 絡 協 議 会

目 次

第1章 目的と計画事項

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 災害発生時の対策

- 1. 災害発生時における体制並びに任務分担・・・・・・・・ 1
- 2. 災害対策本部の役割、業務・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 各自主防災隊の役割、業務・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 避難所運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 災害への備え

- 1. 防災知識の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 防災訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 防災資機材等の備蓄及び管理・・・・・・・・・・・・・・ 6

別表1 災害発生時の体制

別表2 災害対策本部のレイアウト

別表3 被害状況報告用紙

添付資料1 大規模地震災害発生時の自主防災隊行動マニュアル

第1章 計画の目的と計画事項

1. 目的

この計画は、富田地区における防災活動について必要な事項を定め、もって地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生時における体制並びに任務分担に関すること。
- (2) 災害対策本部の役割、業務に関すること。
- (3) 各地区防災隊の役割、業務に関すること。
- (4) 避難所運営に関すること。
- (5) 防災知識の普及に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

第2章 災害発生時の対策

1. 災害発生時における体制並びに任務分担

突発的に発生する地震に比べて、風水害に対する警戒体制は事前に準備が出来るため、地震、その他の災害と風水害における体制を個別に定めた。

(1) 地震、その他災害編

ア 災害発生時の体制

別表1「災害発生時の体制」による。

イ 災害対策本部の設置

大地震等により大被害が予測される場合、震度5弱以上の大地震が発生した場合、ならびにその他の災害により大きな被害が生じた場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部要員はすみやかに災害対策本部に参集する。

ウ 災害対策本部要員

連合自治会会長、連合自治会副会長、連合自治会幹事、連合自治会防災担当自治会長、
連合自主防災隊隊長、連合自主防災隊副隊長

エ 災害対策本部の設置場所

富田地区市民センター 2階ホール

オ 事前に準備する器材、使用可能な設備、器具

(ア) 事前に準備する器材

ヘルメット、手袋、ホワイトボード、ハンドマイク、筆記用具、夜間卓上用カンデラ、懐中電灯、災害状況報告用紙、富田地区全体の防災マップ図、PC(情報収集用)

ゼッケン(情報班「黄色」、救出救護班「緑色」、消火班「赤色」、避難誘導班「青色」)

(イ) 使用可能な設備、器具

机、椅子、電話(2階)、発電機、照明器具、富田地区市民センター公用車防災無線、携帯無線、防災無線、防災ファックス(富田地区市民センター1階事務室)

カ 災害対策本部の配置図(富田地区市民センター 2階ホール)

別表2 「災害対策本部レイアウト」図のとおりとする。

(2) 風水害編

ア 風水害における体制

(ア) 一次体制

三重県北部地域に大雨、洪水、暴風雨、津波のいずれかの警報が発令された場合、富田地区市民センターから連合自治会会長、自主防災隊隊長に連絡する。

連合自治会会長は連合自治会副会長に、自主防災隊隊長は、自主防災隊副隊長に自宅待機の旨を連絡する。

(イ) 二次体制

台風の進路、河川の増水などにより、富田地区になんらかの被害が想定され、災害対策本部長が必要と判断した場合、富田地区市民センター2階ホールに災害対策本部を設置する。

連合自治会会長、連合自治会副会長、連合自治会幹事、連合自治会防災担当自治会長、自主防災隊隊長、自主防災隊副隊長は参集する。

(ウ) 三次体制

台風、河川の氾濫等で人命、家屋に大きな被害が生じた場合は、「地震、その他災害編」を準用する。

イ 情報の収集、伝達

(ア) 気象情報を時間経過とともに収集、分析を行う。

(イ) 富田地区の情報収集

(ウ) 各自治会長、各防災隊長に連絡し地区の状況報告を求める。また、出動要請を行う。

ウ 防災機関との連携

状況に応じて、対策本部長は防災機関の出動要請を行う。

エ 水防資機材の活用

水防倉庫を開放し、各地区防災隊の出動に備える。

オ 地区住民の避難

防災機関又は行政担当者からの地区住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は個々の自主避難に際して、各自治会、各自主防災隊は安全に留意し、避難所へ避難誘導する。

2. 災害対策本部の役割、業務

災害対策本部要員は、到着しだい別表2「災害対策本部のレイアウト」に従って開設準備を行う。

(1) 災害対策本部長

災害対策本部長は、連合自治会会長があたる。なお、連合自治会会長が不在の場合は、あらかじめ決められたものが代行するものとする。

(2) 災害対策本部要員（災害対策本部長を除く）

連合自治会副会長、連合自治会幹事、連合自治会防災担当自治会長、連合自主防災隊隊長及び副隊長が務める。

(3) 役割・業務

富田地区全体の被害の状況、今後の気象情報等の把握に努め、地区住民の被害の軽減のため、すみやかに対策を講ずる。

ア 各町から被害状況報告を求め、一覧に整理する。

イ 火災、浸水、倒壊等の発生状況を防災マップに記録する。

ウ 防災機関、市の災害対策本部等への情報連絡・情報収集にあたる。

エ 被害状況及び公共交通関係の規制情報等得られた情報を掲示板に記録する。

オ マスコミ等への対応を行う。

3. 各自主防災隊の役割、業務

(1) 情報班

ア 大地震発生初期の段階では人命の安全を第一に考え、安否未確認者の確認を行う。

イ 自治会長、自主防災隊長から得た情報を地区住民に伝達する。

ウ 災害状況報告を自治会長、自主防災隊長に順次行う。

(2) 救出救護班

ア 避難が遅れている被災者の救出及び救護にあたる。

イ 一次災害集合地に応急救護所を開設し、負傷者の搬送及び応急手当を行う。

ウ 避難行動要支援者の避難支援にあたる。

エ 活動に要する資機材は、防災倉庫、又は家庭にある資機材で行う。

(3) 消火班

ア 火災の発生が予想されるときは、直ちに地区住民に火の始末を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、地区住民の協力を得て初期消火活動にあたる。

(4) 避難誘導班

- ア 一次災害集合地の安全、避難路の安全を確認してから避難者を誘導する。
- イ 指定避難所、緊急避難所への避難に際しても避難路の安全確認を行う。
- ウ 避難行動要支援者の避難支援を行う。
- エ 津波警報が発令された場合、事前に決めた避難場所に誘導する。

(5) 自主防災隊行動マニュアル

添付資料1の「大規模地震災害発生時の自主防災隊行動マニュアル」を各町の実情に合わせて活用し、発災時の初動体制の確立を図る。

4. 避難所運営

避難所運営の詳細について、「富田地区避難所運営マニュアル」及び指定避難所別の「指定避難所運営マニュアル」を定める。

第3章 災害への備え

1. 防災知識の普及・啓発

(1) 防災活動への参加意識の向上

災害時に自主防災組織が効果的に活動し、被害の発生及び拡大を防止するためには、地区住民一人ひとりの防災活動への参加意識が大切であり、そのため日頃から災害に備え、防災に関する正しい知識を持つことが重要である。

(2) 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識の向上のため、あらゆる機会をとらえて、防災に関する知識の普及、啓発に努める。

ア 防災知識の普及、啓発をしておく項目

- (ア) 自主防災組織の役割と活動内容
- (イ) 南海トラフ地震と津波に関する知識
- (ウ) 「南海トラフ地震に関する情報」の種類と発表条件
- (エ) 防災気象情報と避難情報、取るべき行動
- (オ) 災害時の対応
- (カ) 日頃からの家庭内対策
- (キ) 避難行動要支援者への対応

イ 防災知識の普及・啓発の方法

- (ア) 県・市が作成、配布している防災計画や手引書など各種資料の活用
- (イ) 県・市が作成、配布している防災教育資料の活用
- (ウ) 他で開催の講演会や研修会への参加案内
- (エ) 地域で勉強会、セミナーの開催

(オ) 防災まちづくりのための話し合いやワークショップを開催

(カ) 広報紙などを定期的に作成、発行

(3) 防災活動への参加と実践

ひとりでも多くの住民が地域の防災活動に参加できるような場や機会をつくりだし、活動に工夫していく。

2. 防災訓練

(1) 防災訓練の目的

災害の規模が大きければ大きいほど、人命救助や消火などの緊急対策の需要が増大するため、防災機関だけではすべての地域に手が回らない状況になる。

「自分だけは大丈夫」「自分たちの地域だけは大丈夫」と思っていると実際に災害が発生したときに、対応ができずに被害を拡大させてしまう。普段からできないことは、災害時に急に出来るものではない。

このため、災害時に適切に行動できるよう、実践的な訓練を繰り返し行い、災害に備えることを目的とする。

訓練の実施にあたっては、連合自主防災組織が中心となり、各自主防災隊と防災関係機関及び事業所と十分な連携を図りながら、幅広い年齢層の地区住民の参画を得て取り組む。

(2) 各種訓練内容

ア 初期消火訓練

火災が発生した場合にすぐに消火できるよう、消火器、バケツ、可搬式ポンプを使用した初期消火訓練

イ 救出救護訓練

(倒壊家屋などの下敷きになった人)を救出する方法や、けが人の応急手当て、搬送などを行う救出救護訓練

ウ 情報収集、伝達訓練

通信手段が途絶または混乱する中で必要な情報を収集し、また、防災関係機関等からの情報を地域住民に正しく伝達するための訓練

エ 避難誘導訓練

災害発生時に事前に指定した場所へすみやかに安全に避難誘導できるようにするための訓練

オ 給食、給水訓練

災害発生時に地区住民に円滑に食料、飲料水を配給するための訓練

カ 避難所運営訓練

避難所生活での避難所での様々な活動を円滑にするための訓練

キ 図上訓練

災害対策本部を立ち上げ防災組織の機能が果たされているか実践し、チェックする訓練

富田地区防災マップ図を活用し、地域の防災について地域住民同士が考えていくための訓練

3. 防災資機材等の備蓄及び管理

別途定める「富田地区防災資機材等管理マニュアル」により、防災資機材の適正な整備と管理を行い、有事の際に有効に利活用できるよう備える。

附 則

この計画は、平成19年1月19日に作成

平成19年4月 1日から適用

平成20年4月 1日改正

平成23年4月 1日一部改正

令和 4年1月17日改正